

佐賀県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第5号

佐賀県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県暴力団排除条例施行規則（平成23年佐賀県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（暴力団事務所開設等禁止区域の基準となる施設）</p> <p>第4条 条例第19条第1項第9号の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>（暴力団事務所開設等禁止区域の基準となる施設）</p> <p>第4条 条例第19条第1項第10号の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この規則は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日から施行する。